# **セーフティネット5号申請について** セーフティネット5号 (N-1)

### 【対象者】

- 1. 岩手県信用保証協会の保証対象業種を営んでいる中小企業者であること
- 2. 法人の場合は原則として本店登記又は主たる事業所の所在地、個人事業主は主たる事業所が盛岡市であること。
- 3. 別に定める指定業種一覧\*1のいずれかに業種が該当していること。

営んでいる事業が属する細分類業種が全て指定業種である(かつ保険の対象としていない業種・業態ではない) ことが確認できる中小企業者。

- 4. 個社ではどうにもできない外的要因による原材料費や人件費等の増加を受けた利益率の減少が生じている場合、 最近3か月の月平均売上高営業利益率が前年同期に比して20%以上減少していること。ただし、単純な役員報 酬の増加等、外的要因によらない費用の増加については本基準の対象外となります。
  - \*1 指定業種一覧およびその業種の定義について、次のホームページでご確認ください。

指定業種一覧中小企業庁 HP セーフティネット保証 5 号の指定業種

https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu net 5gou.html

#### 【必要書類】

1. 認定申請書 1部

「5号ハ-①認定申請書」の業種欄は細分類基準で事業の売上高の多い順に記入する。

- 2. 申請書計算チェック表 1部
- 3. 盛岡市内に事業所等があることを客観的に確認できるもの。

法人の場合:「履歴事項全部証明書」等

個人の場合:確定申告書【第一表】及び青色申告決算書(または収支内訳書)の控え写し等

- 4.別紙1「申請者の概要」 1部
- ・個人事業主は屋号も記載し、住所は自宅住所と主たる事業所の住所を記入して下さい。法人・個人とも業種について詳しく記入して下さい。(必要により営んでいる事業が指定業種に属することが確認できる事業内容の分かる資料の添付して戴きます。パンフレット等)
- 5. 別紙2「必要事業資金の調達に支障を来たしていることの説明」 1部
- ・為替相場の変動や人手不足等、個社ではどうにもできない外的要因による原材料費や人件費等の増加を受けた利益 率の減少が生じている状況の説明も記入が必須。
- 6. (金融機関の代理申請の場合)委任状 1部 金融機関の押切印が必要になります。
- 7. 申請内容を確認できる添付書類
- ①「最近1年間の売上高」の分かるもの。複数の事業を行っている場合(売上高が分かる書類等内訳別)
- ②申請時点における最近3か月及び前年同期3か月の売上高等及び営業利益を証明する書類のコピー等。最近3か月の範囲は、原則、申請日の前月を含む3か月であるが、複数の営業所の売上が未集計で直近月の売上が確認できない場合、申請月を除いて6か月以内の連続する3か月間とする。ただし、直近の月の売上高が未集計の場合適用する措置で、集計が取れている最も近い月とその前2か月間の3か月間に限る。
  - ※(例)月別試算表、帳簿、月次損益計算書のコピー等。その他、認定要件の算出数値を確認できる書類。 計算書の記入内容の挙証資料(試算表、法人概況説明書、売上台帳等)の提出が必須となります。 利益率要件での 申請の場合、試算表が必須です。

#### 【申請書記入に際しての注意事項】

- (注1) 本様式は、1つの指定業種に属する事業のみを営んでいる場合、又は営んでいる複数の事業が全て指定業種に属する場合に使用する。
- (注2) ○○○○には、外的要因及び増加している費用を入れる。
- (注3) 企業全体の月平均売上高営業利益率を記載。

## 【その他留意事項】

- 1. 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- 2. 市町村長又は特別区長から認定を受けた日から30日以内に金融機関又は信用保証協会に対して、保証の申込みを行うことが必要です。

盛岡市役所 ものづくり推進課 工業振興係 電話 019-626-7538